二、組合費用會社負擔（百圓）

一、業行者の團体加盟

二、定年の延長

三、組合幹部は所定の所に於て組合費を直接徴集する事

四、九日より就業

財團法人 協調會福岡出張所

三、負傷者への慰藉料支給（五十圓）

四、九日二瀬鑛業所各坑にアジビラ撒布のこと。

六月八日午後三時右決議に依り總同盟九聯主事久保時造は炭坑事務所にて吉田勞務課長と會見前三項に付要求したるが―

吉田勞務課長は、

一、司直の手にあるを以て其の結果に依り處理す

二、組合費用負擔の理由なし

三、原因の如何に不拘多少の見舞金は贈與するも慰藉料名義では絶對に贈與せず。

2、第二回の傷害事件

日本石炭坑夫組合に在りては六月九日午前五時各支部來援者を動員し五名宛三隊に分ちて中央、高尾、潤野の各坑に

財團法人 協調會福岡出張所